

長崎市農業委員会 令和5年5月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年5月29日(月) 14:00 開会
14:45 閉会
- 2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(1名)
永岡亜也子
- 6 出席推進委員(21名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 川添 孝則
城戸 利美 久保 正 田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭
中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 雅洋 増田 茂
松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也
山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)
尾崎 正孝 柴原 恵 濱口 敏夫
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から、令和5年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、5月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山協委員と赤瀬委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山協委員・赤瀬委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が4件ございます。

まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、今回軽微な変更と除外がそれぞれ1件ずつ、計2件の申請がっております。

議案書の2ページを御覧ください。第1号議案1番について御説明いたします。申請者は、〇〇です。目的は、農用地区域内にある土地の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しようとするものです。物件の所在地・地目等は、〇〇に在住する〇〇さんが所有する現川町の農地2筆422㎡で、地目は記載のとおりです。変更理由ですが、新幹線トンネルの掘削工事の影響で、現川地域において水源の減水・枯渇が生じ、農業用水に支障をきたしたことから、地元地権者と鉄道運輸機構で協議を行った結果、恒久渇水対策農業用施設を設置することで合意がなされたものです。なお、当該申請地とした理由は、恒久的な施設を設置するにあたり、受水槽から配管による農業用水を送水するにあたり、落差を利用して下流域まで配水する計画としており、少しでも高台で施設規模の面積が確保できる

場所を選定する必要があるため、当該申請地に設置しようとするものです。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。〇〇の〇側に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。次が、現地の写真です。次が、施設の配置図です。現地調査につきましては、令和5年5月16日に後山農業委員及び池田推進委員をお願いしております。本議案についての意見については、現地確認を行っていただきました池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 本申請に伴う、農業用施設用地への区分変更は、新幹線トンネルの掘削工事の影響により恒久湧水対策農業用施設を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するために必要と考えます。また、申請地については、地元説明会時に候補地として関係地権者に説明を行い了承され、土地所有者からも内諾が得られております。当該施設を敷設することに伴う、近隣農地への影響もないと思われることから、当該軽微な変更については許可相当と考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。申請者は、〇〇です。目的は、農業用施設管理用道路として利用するために農用地区域から除外しようとするものです。物件の所在地は、〇〇〇に在住の〇〇〇が所有する現川町の農地1筆568㎡で、表に記載のとおり区分は、農地192㎡と農業用施設用地376㎡になります。次に、所有は〇〇〇ですが、代表相続人として〇〇〇が管理している現川町の農地2筆254㎡のうち46㎡、並びに〇〇〇が所有する現川町の農地1筆310㎡のうち150㎡の合計4筆、764㎡で、地目はそれぞれ記載のとおりです。変更理由ですが、新幹線トンネルの掘削工事の影響で、現川地域において水源の減水・枯渇が生じ、農業用水に支障をきたしたことから、地元地権者と鉄道運輸機構で協議を行った結果、当該地の一部に受水槽が設置されております。この受水槽を設置する際に、今回申請に至った土地を工事用道路として活用するために、令和5年8月31日までの期間で一時転用の申請がなされ、許可されていますが、その後、地元地権者と鉄道・運輸機構で協議が行われ、今後、当該受水槽の管理用道路として整備し、管理用地として恒久的に利用することとなったため、農用地区域から除外をしようとするものです。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。〇〇の〇側に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。申請地の北東及び南側は農振白地となっております。次が、現地の写真です。こちらが、申請地の下側、次が、中腹付近、次が、上側です。次が、今の写真を反対側から見たものです。次が、道路の計画平面図です。現地調査につきましては、令和5年5月16日に後山農業委員及び池田推進委員をお願いしております。本議案についての意見については、現地確認を行っていただきました池田推進委員より報告をお願いします。

○池田推進委員 報告いたします。設置された受水槽を管理していくための管理用道路は必要と考えます。申請地については、地元説明会時に関係地権者に説明を行い了承され、

土地所有者からも内諾が得られているとのこと。また、当該管理用道路を敷設することに伴う近隣の農地への影響もないと思われるため、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えます。報告は以上です。

○農政管理係長 第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇〇が所有する、戸町4丁目の農地1筆106㎡について、甥である〇〇〇の〇〇〇が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が相続した畑が隣接しており、一体として耕作管理するものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、中村推進委員から報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。5月17日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを

御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇〇が所有する、新牧野町の農地1筆314㎡について、従妹である〇〇〇の〇〇〇が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が、購入した居宅の隣接地で耕作管理しやすいためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものでございます。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。5月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、令和5年2月に中間管理機構へ利用集積した西海町の農地1筆2,355㎡について、賃貸借により〇〇〇の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初5年が設定されており、今回の再配分は残期間の4年7カ月となっております。また本件は、当初利用権の設定を受けていた〇〇の名称が〇〇に変更になったことに伴い、改めて利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,355㎡となり、今回配分された農地では露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリ

ーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、川添推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告します。5月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案について御説明いたします。まず、1番の年次案件についてですが、議案書の6ページから18ページにかけて掲載をしております。それでは、18ページを御覧ください。18ページの左側の表の下の方に集計をしておりますが、対象地は上黒崎町の1,095筆、465,599.04㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。上黒崎町全体の航空写真になります。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、9枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立ち合いは、令和5年4月4日に鶴田安明推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、2番からの個別案件について御説明いたします。議案書は19ページから20ページにかけて掲載しております。議案書の20ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が6件、合計筆数が37筆、合計面積が15,484㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

議案書の19ページにお戻りください。2番は、〇〇〇の〇〇〇が所有する田手原町の農地4筆で、面積は2,514㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧くだ

さい。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、5番の議案説明後、2番から5番までを併せて報告いたします。

続きまして3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、田手原町の農地11筆で、面積は4,956㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、後ほど御報告いたします。

続きまして4番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、田手原町の農地15筆で、面積は5,429㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、5枚ほどございます。現地調査につきましては、後ほど御報告いたします。

続きまして、議案書20ページを御覧ください。5番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、田手原町の農地2筆で、面積は1,021㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、2番から5番までを、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 2番から5番の現地調査について御報告いたします。5月1日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして6番は、〇〇〇の〇〇〇が所有する、東町の農地3筆で、面積は775㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。5月16日に私と後山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして7番は、〇〇〇の〇〇〇が所有する、さくらの里3丁目の農地2筆で、面積は789㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。5月15日に私と事務局とで現地確認

を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから4ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がありました。続きまして、資料の5ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、1件提出されました。続きまして、資料の6ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計13件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和5年度各市町農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）」について事務局から報告をお願いします。

○事務長 令和5年度各市町農業委員会会長・事務局長会議の前期研修会に事務局長代理として出席しましたので、主なものについて御報告いたします。資料の1ページ目の次第を御覧ください。4、説明・協議の(1)農業委員会をめぐる情勢と役割、について農業会議から説明があり、資料は2ページになりますが、農地の適正利用強化策の在り方について検討がなされており、具体的には、農地の権利取得規制として、農地法は農地利用に着

目した法律で、人の属性は問わないため、違反転用など法令違反した者であっても、農地の権利取得は可能となっています。しかし、下限面積が撤廃され、多様な担う者が参入することが予想される中、今後、許可要件に人の属性を反映させるなど、農地の権利取得規制を強化する話がありました。それと、営農型太陽光発電につきましては、パネル下部の農地で実際には生産がされていないとか、生産されていても著しく収量が低下している事例が見られるなど、適正に利用されていない農地もあり、毎年の実績報告書の提出を義務付けることや、無報告や虚偽報告については許可を取り消すこと、そして FIT 法、固定価格買取制度のことですが、その取り消しなどが、農業委員会組織の要望として出されています。

また、次の3ページには、担い手への支援策として、農業用施設や加工・販売施設の設置について、農業経営改善計画の認定制度を活用して転用手続きをワンストップで終わらせることや、農業用施設建設に係る規制見直しとして、転用許可を得ずに農業用施設を建設できる面積を、認定農業者であれば現行の2aから拡大することや、加工・販売施設への転用許可不要の適用拡大などを、令和5年上期に措置される見通しであることが説明されています。

次に、4ページを御覧ください。長崎県農業経営課から地域計画について説明がありました。資料中段からの地域計画の策定手順ですが、①のように市町村が地域計画の案を作成することになりますが、並行して、農業委員会では②の出し手等の意向を反映した目標地図の素案を作成し、市町へ提出します。市町は、素案を参考に③の地域計画の案を作成し、関係者から意見を聴取します。その後、④の2週間の縦覧期間を経て、⑤の地域計画の公告を行い、地域計画が動き出すこととなります。次の5ページから7ページにかけては、長崎県や農業会議などで構成された長崎県地域計画推進連絡協議会が策定した地域計画推進方針を添付しており、地域計画でのそれぞれの役割分担などについて記載されており、8ページには、地域計画の推進体制を併せて掲載していますので、後ほど御参照ください。

また、9ページには、新規就農者向けの支援策として、農地の賃料や研修用の農業ハウスの設置費などに対する補助制度を、10ページには、遊休農地を解消する場合の補助制度を掲載しておりますので、詳細がお知りになりたい方がいらっしゃれば、別途、長崎県へ確認したいと思います。

11ページを御覧ください。これまで、農地利用の最適化の実践活動として、「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」として、「1委員会、1年間の最適化活動事例を、1つ以上報告」をスローガンに取り組んできましたが、令和5年度は、「農家との絆を深める運動」として、「3年間の任期中に担当地区の全農家に声掛けを」をスローガンに、農業委員・推進委員が連携して、3年間の任期中に担当地区の全農家に声掛けを行い、将来の農地利用に対する意向や課題・悩みを聞き取ることで農家との絆を深めることとされています。なお、後日正式な通知がなされますので、その際に詳細は説明させていただきます。

12ページには、令和5年度の重点活動の数値目標を掲載しており、13ページには、令和4年度の農業委員会における重点活動の取り組み、実績数値を掲載しており、目標を達成したところは網掛けになっています。右から2番目の全国農業新聞の購読部数については、ほとんどの市町で減少しており、今回の農業委員・推進委員の改選で委員を辞められる方につきましては、是非とも、農

業新聞の継続購読をお願いして欲しいとの説明がっておりますので、よろしく願いいたします。私からの報告は以上となります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 全国農業新聞の購読の件でございますが、先ほど事務長の報告の中でお話がありましたように、今回をもってお辞めになられます方も、できましたら、継続して購読していただけないだろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。何でも結構です。

○森山委員 確認ですけれども、農地法第3条の規定による許可申請ですが、下限面積は撤廃になったんですか。

○農地係長 はい、4月から撤廃になっております。

○森山委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和5年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで5月の農業委員会総会を終了させて

いただきます。長時間御苦労さまでした。